

京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月7日（月）午後3時から午後4時7分

2 開催場所 305会議室

3 出席委員（23人）

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	2番	上村孝男
	4番	川端美恵
	6番	北尾清晴
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	16番	堀江幸和
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	20番	森田三彦
	21番	守本和廣
	22番	山崎安喜男
	23番	山下明子
	24番	山本邦彦
	25番	米田五司

4 欠席委員（2人）

1番	石坂 清
3番	奥西和子

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

報告第2号 使用貸借権の解約による通知について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）

報告第5号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可について

第3号議案 地目変更の届出について

第4号議案 事業計画の変更申請について

第5号議案 相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について

第6号議案 賃借料情報の提供について

第7号議案 農地の現況確認について
 (3) その他

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 古川 義男
 事務局長補佐 岩本 真吾
 主任 寒川 悠也

7 会議の概要

古川事務局長	(農業委員会事務局長 挨拶)
喜多会長	(農業委員会会長 挨拶)
喜多会長	出席委員は定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会2月総会を開会いたします。 京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません、私から指名してよろしいでしょうか。 (異議なし)
喜多会長	上村委員、山崎委員、お願いします。
喜多会長	報告第1号、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第18条の規定による通知について説明します。 (番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)
喜多会長	報告第1号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第1号について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。 (なし)
喜多会長	報告第1号、農地法第18条の規定による通知について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>報告第2号、使用貸借権の解約による通知について。</p> <p>(番号1について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、面積、貸人、借人について説明。事由は合意解約。)</p>
喜多会長	報告第2号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	<p>報告第2号、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	報告第2号、使用貸借権の解約による通知について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第3号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について。</p> <p>(番号1について、地域は河原、地目は台帳、現況ともに畑、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p>
喜多会長	報告第3号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	<p>報告第3号について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第4号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>報告第4号、専決処分による報告、農地法第4条の規定による届出について。</p> <p>(番号1について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに畑、面積、届出人について説明。転用目的は、自宅敷地の一部。場所について説明。受理通知年月日は令和3年12月23日。)</p>

<p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>(番号2について、地域は三山木、地目は台帳が田、面積、届出人について説明。転用目的は、共同住宅の敷地。場所について説明。受理通知年月日は令和4年1月14日。)</p> <p>報告第4号の1番から、地元委員の説明をお願いします。</p> <p>(番号1、番号2について、地元委員から説明)</p> <p>報告第4号について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p> <p>報告第4号、専決処分による報告について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p> <p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>報告第5号について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第5号、専決処分による報告、農地法第5条の規定による届出について。</p> <p>(番号1について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は、露天資材置場。場所について説明。受理通知年月日は令和3年12月21日。)</p> <p>報告第5号、地元委員の説明をお願いします。</p> <p>(番号1について、地元委員から説明)</p> <p>報告第5号、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p> <p>報告第5号、専決処分による報告について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>第1号議案について、関係委員は退室を願います。</p> <p>(1名の委員が退室)</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。</p> <p>(番号1について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は農業経営を縮小するため、譲受人は農業経営を拡大するため。)</p> <p>(番号2について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明、事由は、譲渡人は耕作が困難なため、譲受人は農業経営を拡大するため。)</p> <p>(番号3について、地域は草内、地目は台帳ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人、譲受人の同一世帯内の妻と子への持ち分贈与。)</p>
喜多会長	<p>本日、3班の委員に現地確認をしていただきました。班長の委員より報告をお願いします。</p>
委員	<p>1号議案の1件、2号議案の4件、それと第7号議案の、あわせて6件を現地確認しました。</p> <p>(現地確認した状況を説明)</p>
委員	<p>きちんと管理されており、問題ありません。</p>
喜多会長	<p>第1号議案、1番から地元委員の説明をお願いします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
委員	<p>(番号2について、地元委員から説明)</p>
委員	<p>(番号3について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>第1号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議等もないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。</p> <p>(1名の委員が入室)</p>

喜多会長	第2号議案、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可について。</p> <p>(番号1について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は、露天資材置場。場所について説明。土砂の流出防止対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生無し。綴喜西部土地改良区は、手続済み。)</p> <p>(番号2、番号3、番号4について、3件とも同一計画。番号2と番号4は賃貸借権の設定。番号3は所有権の移転。地域は三山木。貸人、譲渡人、借人、譲受人について説明。転用目的は、露天駐車場。場所について説明。土砂の流出防止対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生無し。綴喜西部土地改良区は、区域外。)</p>
喜多会長	第2号議案、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2、番号3、番号4について、地元委員から説明)
喜多会長	第2号議案、何かご質問、ご意見はございませんか。
委員	番号2、3、4について、不法転用があるという部分はどこか。
委員	ここの土地ではなく、別の農地を駐車場にされている。現在指導中であり、京都府への進達は、こちらの問題が解消された後にしてもらおう。
事務局	本件の計画と別の場所で、土地の所有者の一人が不法の転用をされている状態です。農業委員会として、この案件についてご異議が無いかについては、本日確認していただいて。意見を今後京都府に送ることについては、そちらの問題が解決され、地元委員の了解が得られた後に進達することにしたと考えています。
喜多会長	<p>今、地元委員から説明がありましたけども、この案件については問題ないということで、一旦この案件についてほかにご質問とかご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	異議等がないようですので、第2号議案、農地法第5条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。

委員	参考のために。こういう業者が貸人であり、売るほうであった場合、その違法転用をされている物件が解消されていない場合は、連動するのか。また、新たな物件で申請をしてきた場合は、今後どう農業委員会として対応するのか。
喜多会長	違法転用の分を解消してくれと。
委員	先にそれを解消しないと。
事務局	まず、原理原則として、譲渡人も譲受人についても、今回の様な不法転用部分があるとなった場合は、事前に調整はもちろん必要です。ただ、お話しを進める中で、その方が別の農地で不法転用しているかどうかまでは確認できないというのが実態だと思います。 今回で言えば、提出を受けた後、地元委員のところに行って初めてわかりましたので、今回で言えばもちろんそこは解消していただくべきところですので、こういった形で受理決定した後、京都府へ進達する前に違反転用を解消していただいて、提出するという対応を取らせていただいた次第です。
委員	解消してもらわないと、と権限として言えるのか。
事務局	権限として言えます。全部効率利用要件というのが土地の所有者にはございますので、持たれている農地を全て適正に管理するというのは、農地法上、守るべきものとして規定されておりますので、解消を促すというのは合法的かと思います。
委員	よその地域やったら、わからないね。
事務局	どこまで詰めるかというところになってくるとと思います。今回は、地元委員が認知されてしまったので。
委員	ということは、もし所有者が複数ある土地の中の1か所でそういう違反転用や指導をしているにもかかわらず改善しないという状況の中で、別件でその人の持っている農地を5条、4条かけてきた場合、委員は断ることができるわけやね。
事務局	わかっている場合は、先に違反転用を解消しないと、申請ができません。
委員	京田辺市の農業委員会はその方針でやると、やっているということやね。わかりました。
喜多会長	出てきた案件に対して、その辺の周囲のことについても踏み込んでもらえればと思います。

喜多会長	第3号議案、事務局から説明をお願いします。
事務局	第3号議案、地目変更の届出について。 (番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、届出人について説明。届出内容は、畑として利用したい。) (番号2について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、面積、届出人について説明。届出内容は、畑として利用したい。)
喜多会長	第3号議案、1番から地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	第3号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。 (異議なし)
喜多会長	異議等がないようですので、第3号議案、地目変更の届出について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第4号議案、事務局から説明をお願いします。
事務局	第4号議案、事業計画の変更申請について。 (番号1について、地域は天王、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、届出人について説明。変更内容は、2年間の露天駐車場一時転用許可がされていますが、工事が長引いたため、期限を令和5年2月18日に変更するもの。)
喜多会長	第4号議案、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	第4号議案、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。よろしいですか。

	(異議なし)
喜多会長	異議等がないようですので、第4号議案、事業計画の変更申請について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第5号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第5号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について。 (番号1について、地域は宮津、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、相続人について説明。状況は、耕作されている。) (番号2について、地域は宮津、地目は台帳は田、現況は畑、面積、相続人について説明。状況は、耕作されている。)
喜多会長	第5号議案、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	第5号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。 (異議なし)
喜多会長	異議等がないようですので、第5号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第6号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第6号議案、賃借料情報の提供について。 農地法第52条の規定では、農業委員会は賃借料情報の提供を行うこととなっています。京田辺市では、令和3年12月末現在、農地法及び農業経営基盤経営強化促進法による賃借の総数は1,304件ありまして、そのうち無償の使用貸借契約は1,249筆、賃貸借契約は55筆でした。賃貸借契約の55筆のうち8筆は物納となっています。 これらの情報を農業委員会のホームページ及び農業委員会だよりで提供を行いたく考えています。また、情報の提供にあたっては、実際の契約の賃借料は貸手と借手で十分協議し、契約していただく旨、及び使用貸借による貸し借りが大半である旨も併せて掲載したいと考えています。

喜多会長	<p>ただいま第6号議案、賃借料情報の提供について、事務局から説明がありましたけども、これについて何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ほかにご異議等はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等はないということで、受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>第7号議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第7号議案、農地の現況確認について。</p> <p>(番号1について、地域は田辺、地目は台帳は宅地、現況は畑、面積、届出人について説明。届出内容は、畑として利用し農業を拡大する。)</p>
喜多会長	<p>第7号議案、地元委員の説明をお願いします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>第7号議案、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議等がないようですので、第7号議案、農地の現況確認について、受理決定をさせていただきます。</p> <p>本日の審議案件は以上です。</p>
古川事務局長	<p>皆さん、慎重審議ありがとうございました。</p> <p>閉会にあたりまして、澤田職務代理者からご挨拶を申し上げます。</p>
澤田職務代理	<p>(澤田職務代理者 挨拶)</p> <p>(閉会)</p>